

四国電力株式会社  
伊方発電所  
平成29年度(第2回)保安検査報告書

平成29年11月  
原子力規制委員会

## 目次

1. 実施概要 .....	1
(1)保安検査実施期間 .....	1
(2)保安検査実施者 .....	1
2. 伊方発電所の設備及び運転概要 .....	2
3. 保安検査内容 .....	2
4. 保安検査結果 .....	3
(1)総合評価 .....	3
(2)検査結果 .....	5
(3)違反事項 .....	11
5. 特記事項 .....	12

## 1. 実施概要

### (1)保安検査実施期間(詳細日程は別添参照)

自 平成29年 8月21日(月)

至 平成29年 9月 8日(金)

### (2)保安検査実施者

伊方原子力規制事務所

鶴園 和男

上杉 誠(基本検査項目1)－2のみ)

石口 孝治

新田 博美

初岡 賢政

近藤 啓

反町 幸之助

## 2. 伊方発電所の設備及び運転概要

号機	出力 (万kW)	運転開始年月	前四半期から保安検査終了日までの 運転状況
1号機	56.6	昭和52年9月	廃止措置中(第1段階:解体準備期間) 平成29年6月28日～平成38年度頃(予定) (1)核燃料物質の貯蔵 ①新燃料貯蔵設備 ・新燃料          68体 ②使用済燃料貯蔵設備 ・新燃料          28体 ・使用済燃料  237体 (2)炉心燃料取出完了日 平成25年2月10日
2号機	56.6	昭和57年3月	運転期間 (一) 停止期間 (平成24年 1月13日～) 施設定期検査期間 (平成24年 1月13日～)
3号機	89.0	平成6年12月	運転期間 (平成28年 8月15日～) 停止期間 (一) 施設定期検査期間 (一)

## 3. 保安検査内容

今回の保安検査では、下記に示す検査項目について、立入り、物件検査、関係者への質問により、保安規定の遵守状況を確認するとともに、日々実施している運転管理状況の聴取、記録確認、発電用原子炉施設の巡視、定例試験の立会等についても保安検査として実施した。

### (1) 基本検査項目(下線は保安検査実施方針に基づく検査項目)

#### 1) - 1 伊方発電所1号機(廃止措置中)

##### ① 廃止措置作業の実施状況

1)－2 伊方発電所1号機(廃止措置計画認可前まで)、2号機及び3号機

①保守管理の実施状況

②予防処置の実施状況

③主任技術者の選任の実施状況

④非常時の措置の実施状況

⑤物品移動の管理の実施状況(抜き打ち検査)

(2)追加検査項目

なし。

#### 4. 保安検査結果

(1)総合評価

今回の保安検査においては、伊方発電所1号機(廃止措置中)として「廃止措置作業の実施状況」を、伊方発電所1号機(廃止措置計画認可前まで)並びに2号機及び3号機として「保守管理の実施状況」「予防処置の実施状況」「主任技術者の選任の実施状況」「非常時の措置の実施状況」及び「物品移動の管理の実施状況(抜き打ち検査)」を基本検査項目として選定し、検査を実施した。

基本検査の結果、保安規定第2編 廃止措置段階の発電用原子炉施設編(1号炉に係る保安措置)については「第1章総則」「第2章品質保証」「第3章保安管理体制」「第4章廃止措置管理」「第5章燃料管理」「第6章放射性廃棄物管理」「第7章放射線管理」「第8章保守管理」「第9章非常時の措置」「第10章保安教育」及び「第11章記録および報告」に関する各条文に規定される保安活動が適切に実施できるよう、社内規定(一次文書、二次文書及び三次文書)に整備されていることを確認した。

「保守管理の実施状況」に係る検査では、平成28年度第3回保安検査終了以降、保守管理に係る社内規定は適切に改正されていることを記録等により確認した。

2号機の特別な点検(第3回)の点検状況は、保全の有効性評価の結果に基づく保全計画の改正内容が適切に点検仕様に反映され、一部不適合を除き適切に実施されていること、不適合のあった点検については測定結果の妥当性に影響がないことを記録等により確認した。なお、1号機及び3号機においては、それぞれ廃止措置計画の認可及び定期検査の終了をもって、特別な保全計画を終了していることを記録等により確認した。

「予防処置の実施状況」に係る検査では、平成28年度第4回保安検査(平成29年2月27日～3月10日)終了以降の社内規定の改正が、廃止措置に関する保安規定の変更に伴い適切に改正されていることを記録等により確認した。

平成28年度及び平成29年度の予防処置の検討状況を確認したところ、適切に処理されていること、外部からの知見による提言も検討されていることを記録等により確認した。

予防処置の検討に時間を要している案件については、毎月保安管理課長から各担当課長及び担当者に検討促進の依頼を行い、できる限り早期の検討完了に努めていることを依頼メール等により確認した。

また、過去に発生した事故報告事例等に対する予防処置の検討結果の確認として、ニューシア情報の中から数件の事例について、社内規定に基づき予防処置活動が適切に実施されていることを記録等により確認した。

「主任技術者の選任の実施状況」に係る検査では、主任技術者の選任及び職務等が社内規定に適切に定められ、選任及び職務等が適切に実施されていることを記録等により確認した。

廃止措置計画認可に伴う保安規定変更の施行日以降の1号炉原子炉主任技術者の記録確認については、廃止措置段階への移行に伴う1号炉原子炉主任技術者及び廃止措置主任者の記録確認に係る業務決定が行われていること、当該業務決定に基づき1号炉原子炉主任技術者が適切に確認していることを記録等により確認した。

「非常時の措置の実施状況」に係る検査では、保安規定で要求されている原子力防災組織の体制、防災資機材の整備、通報経路の構築、非常時における応急措置に関する社内規定が適切に改正されていることを記録等により確認した。非常時における要員については必要な力量を有した要員が適切に配置され、維持されていること、要員に対する教育が計画的に実施されていること及び防災資機材が適切に維持されていることを記録等により確認した。

事業者による防災訓練については、訓練中長期計画に基づくシナリオ非提示型の訓練として計画され、訓練においては、原子力防災管理者、原子炉主任技術者等により、非常事態の体制が確立され、事象の判断、事故拡大防止策の指示が適切に実施されていること、各機能班による活動が適切に実施され、非常事態に対処するための防災組織、要員が有効に機能していることが評価されていること、改善事項の抽出及び改善計画がとりまとめられていることを記録等により確認した。

「物品移動の管理の実施状況(抜き打ち検査)」に係る検査では、平成25年度第3回保安検査終了以降、物品移動の管理に係る社内規定の改正はないことを聴取により確認した。

物品移動が適切に行われていることについて、管理区域内から持ち出され、危険物保管庫で保管されている回収潤滑油等の事例を抜き取り、社内規定に基づき、適切に行われていることを記録等により確認した。また、管理区域からの物品等の持出の際に用いられる汚染測定機器類が、全て校正され適切に識別されていることを現場で確認した。

保安検査実施期間中における日々の廃止措置及び運転管理状況については、原子炉設置者からの管理状況の聴取、記録確認を実施するとともに、予防処置検討会の傍聴、発電用原子炉施設の巡視、定例試験(3号機電動補助給水ポンプ定期運転及び3号機中央制御室非常用給気ファン起動試験)の立会等を行った結果、特段の問題はなかった。

以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した基本検査項目に係る保安規定の遵守状況は良好であると判断する。

## (2) 検査結果

### 1) - 1 伊方発電所1号機(廃止措置中)

#### ① 廃止措置作業の実施状況

今回の保安検査においては、平成29年6月28日に伊方発電所1号機の廃止措置計画及び廃止措置に伴う保安規定の変更が認可されたことから「廃止措置作業の実施状況」として廃止措置に係る保安規定の変更内容が社内規定に適切に反映されていることを確認する観点から逐条型の手法を用いた保安検査を実施した。

検査の結果、保安規定第2編 第201条～第202条の3(第1章総則)、第203条(第2章品質保証)、第204条～第209条(第3章保安管理体制)、第211条～第218条の3、第283条、第286条、第287条及び第289条(第4章廃止措置管理)、第293条、第294条、第297条及び第298条(第5章燃料管理)、第299条～第303条(第6章放射性廃棄物管理)、第304条～第318条(第7章放射線管理)、第319条及び第319条の2(第8章保守管理)、第320条～第329条(第9章非常時の措置)、第330条及び第331条(第10章保安教育)、第332条及び第333条(第11章記録および報告)について確認したところ、これらの条文に規定される保安活動が適切に実施できるよう社内規定である一次文書、二次文書及び三次文書に整備されていることを確認した。なお、伊方発電所品質保証の文書体系において、廃止措置計画の認可に伴い新たに追加された社内規定がないこと、「保守内規」「燃料管理内規」及び「溢水対応内規」の3つの内規については、廃止措置に関する内容を第2編として追加されていることを品質保証文書体系図等により確認した。

社内規定の整備状況としては、例えば、第207条(伊方発電所安全運営委員会)において、廃止措置管理に関する内規の制定及び改正が審議事項に追加されたこと、安全運営委員会の構成メンバーとして廃止措置主任者が追加されたことを「安全運営委員会運営内規」により確認した。第208条(廃止措置主任者の選任)においては、現在の廃止措置主任者が原子炉の運転や原子炉施設の保守管理等の業務に従事した年数が3年以上ある特別管理職の中から選任されていることをEAM等により確認した。第216条(原子炉の運転停止に関する恒久的な措置)においては、発電課長が原子炉内に燃料を装荷しない措置として、燃料移送管の仕切弁を閉止後、施錠すること、燃料以外を移送するために燃料移送管の仕切弁を開閉する必要がある場合は、廃止措置主任者の確認を得て、施錠を解除し仕切弁を操作することが定められていることを「運転総括内規」「運転総括内規 細則-1 施錠管理細則」「保守内規」等により確認した。第218条(安全貯蔵措置)においては、放射線・化学管理課長が安全貯蔵の対象範囲、対象期間、安全貯蔵措置の実施内容及び安全貯蔵措置後の管理について定められていることを「放射線管理総括内規細則-2 放射線管理細則」により確認した。具体的には安全貯蔵の

対象となる範囲として、原子炉容器及び原子炉容器周囲のコンクリート壁と定めていること、安全貯蔵の対象期間として原子炉領域の解体撤去に着手する前までとしていること、安全貯蔵の実施内容として原子炉容器への入口となるキャビティ昇降用タラップ及び原子炉容器周囲のコンクリート壁への入口に標識を設け、立ち入り禁止及び解体禁止であることを明確にしていること、安全貯蔵措置後の管理として1ヶ月に1回現場の標識や立入禁止措置の状況を確認し、確認結果として記録すること及び安全貯蔵の対象範囲内に立ち入り作業を実施する場合は放射線・化学管理課長の許可を得ることが定められていることを「放射線管理総括内規細則ー2 放射線管理細則」により確認した。第319条(保守管理計画)においては、保守管理の実施方針及び保守管理目標の設定、保全プログラムの策定、保全対象範囲の策定、保全重要度の設定、保全活動管理指標の設定、保全計画の策定、保全の実施、不適合管理、是正処置、予防処置、保全の有効性評価等の内容が「保守内規」「設備の重要度分類管理内規」「保守内規 細則-10 保全活動管理指標の設定および監視に係わる運用細則」等に反映されていることを確認した。保全の対象範囲として定められた維持管理対象設備及びその他自ら定める設備が具体的に定められ、系統図等で明確化されていること、廃止措置期間中における安全機能要求を考慮した保全の重要度分類が定められていること、設備の点検計画が定められていること等を「設備の重要度分類管理内規」「廃止措置点検計画」等により確認した。第330条(所員への保安教育)においては、廃止措置に関する教育内容が反映されていることを「教育訓練内規」「保安教育実施細則」「保安教育実施マニュアル」等より確認した。なお、平成29年度の保安教育実施計画に廃止措置の教育が盛り込まれ、廃止措置主任者の確認を得て所長承認されていることを「平成29年度所員への保安教育実施計画の変更」により確認した。

なお、1号機を削除するのみの作業となった内規、細則、マニュアルの中から3次文書を中心に「燃料装荷時臨界管理マニュアル」「運転上の制限管理マニュアル」等の計10文書を抜き取りで選定し、適切に1号機が削除されていることを新旧比較表等により確認した。

以上のことから、当該検査項目に係る保安規定の遵守状況は、良好であると判断する。

## 1)ー2 伊方発電所1号機(廃止措置計画認可前まで)、2号機及び3号機

### ① 保守管理の実施状況

本検査項目は、新規制基準の適合性に係る使用前検査が終了していない2号機については、特別な保全計画に基づく保安活動が長期間に渡っていることを踏まえ、施設の状態に応じた計画の策定(改訂を含む)及び実施が適切に行われていることを確認する観点から選定し、検査を実施した。

検査の結果、保守管理に係る社内規定については、平成28年度第3回保安検査終了以降、約50件の改正があり、そのうち「保全項目説明書」等を抜き取り、改正の承認や周知等の手続きが適切に行われたことを統合型保修管理システム(以下「EAM」という。)、



周知メール等により確認した。

平成27年度第2回保安検査終了以降、2号機の特別な保全計画は、平成27年12月21日、平成28年12月2日及び平成29年7月24日に行われた安全運営委員会で審議され、適切に改正されていることを議事録等により確認した。

2号機の特別な点検(第3回)について、抜取りにて選定した点検内容を確認したところ、前回の保全の有効性評価の結果に基づく点検計画に従い、一部の点検を除き、必要な力量を有した者により必要な校正が行われた器具を用いて適切に実施されていることをEAM等により確認した。また、2号機の長期停止状態の各機器に係る不適合や不適合未満の事象の発生状況について抜取りで選定したところ、是正処置の要否を判断し、適切に処理されていることをEAM等により確認した。

なお、抜取りにて選定した点検結果のうち、原子炉補機冷却水冷却器(2C, 2D)の点検において、校正有効期限が切れたノギスを用いて測定されていたことを確認した。このため、不適合管理内規等に従い適切に処置するよう指摘するとともに、当該ノギスを用いた点検結果について、ノギスの校正作業は調整作業を伴うものではないこと、また当該点検の前年度及び翌年度に実施した校正作業において許容値を満足していることから、測定結果の妥当性に影響がないと判断できること、他の点検において当該ノギス以外に校正期限切れの測定器具を用いていないことを聴取により確認した。

保全の有効性の評価については、2号機の特別な点検(第3回)が実施されたことを受け「保守内規」に従い、平成29年2月23日に開催された保全計画総合評価会において、分解点検結果及び各機器の評価結果を基に保全内容が審議され、保全の有効性が確認されていることを「保全計画総合評価会議事録」等により確認した。

1号機においては平成29年6月28日の廃止措置計画の認可に伴う施設定期検査(1-28定検)の終了をもって、3号機においては平成28年9月7日の第13回定期検査終了(総合負荷性能検査)をもって、それぞれ特別な保全計画を終了していることをEAM等により確認した。

以上のことから、当該検査項目に係る保安規定の遵守状況は良好であると判断するが、上記の指摘については、原因の究明と是正処置の状況を今後の保安調査等で確認する。

## ② 予防処置の実施状況

本検査項目は、他の施設で確認された不適合事象の類似事象の発生を繰り返さないように、他の施設において発生したトラブル等の不適合情報やその他の安全性向上に資する外部の知見を活用する予防処置活動が社内規定等に従い適切に実施されていることを確認する観点から選定し、検査を実施した。

検査の結果「予防処置管理内規」の改正状況については、平成28年度第4回保安検査終了以降、廃止措置計画の認可に伴い改正が行われたことを安全運営委員会議事録、EAM及び周知メールにより確認した。

平成28年度及び平成29年度の予防処置の検討状況を確認したところ、平成28年

度は96件の検討件数に対し、90件が完了し、6件について検討中であること、平成28年度第4回保安検査において確認した検討中13件のうち半数以上が適切に処理され完了していること、検討中の案件には外部からの知見による提言に関するものも検討されていることを予防処置未完了リスト等により確認した。平成29年度は25件の検討件数に対し、検討完了11件、検討中14件となっていることを確認した。検討中14件については、予防処置検討会にて審議される予定になっているもの、至近(90日以内)のものであることを確認した。

また、平成27年度以前の案件で現在も検討中である7件についての進捗状況については、1号機と3号機については既に完了し2号機への対応について検討中のもの、平成29年下期の予防処置検討会で審議に諮るもの、予防処置検討会に諮った後完了する方向で進められているものであることを予防処置通知リスト等により確認した。

検討状況のフォローについては、入手したトラブル情報等については検討を開始した日から90日以内での検討完了を目標に毎月保安管理課長から各担当課長及び担当者に検討促進の依頼を行い、できる限り早期の検討完了に努めていることを依頼メールにより確認した。

過去に発生した事故報告事例に対する予防処置の検討結果の確認として過去の事故報告事例から7件を選定し、予防処置が適切に処理されていることをEAM、予防処置検討会議事録等により確認した。例えば、平成23年4月8日に発生した「女川1号機 原子炉建屋天井クレーン走行部の損傷について」は事象の発生状況、当該プラントの再発防止対策等を確認後、伊方発電所でのクレーンの構造が異なることから予防処置「不要」と判断されていること、平成25年2月6日に発生した「美浜1号機 非常用ディーゼル発電機の故障について」については、メーカ及び構造が異なることから予防処置「不要」とされていることをEAM、議事録等により確認した。

また、保安規定違反案件に対する予防処置の検討結果として、ニューシアに登録されている平成29年1月20日に発生した高浜発電所クレーンジブの損傷に関する予防処置の実施状況については、4月28日に予防処置の仕組みでの検討が開始され、マニュアルである「作業要領書作成手引き」に風速に関わらずジブをたたむ等の対策を追加し、6月7日に改正されたことをEAM及び周知メールにより確認するとともに、予防処置検討会にて審議承認されていることを「第126回伊方発電所予防処置検討会議事録」により確認した。

以上のことから、当該検査項目に係る保安規定の遵守状況は良好であると判断する。

### ③ 主任技術者の選任の実施状況

本検査項目は、平成25年度第2回保安検査での確認から3年以上が経過していること等から、保安規定第8条及び第8条の2において要求されている原子炉主任技術者、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者(以下「主任技術者」という。)の選任並びに第9条及び第9条の2において要求されている主任技術者の職務等が適切に

実施されていることを確認する観点から選定し、検査を実施した。

検査の結果、原子炉主任技術者については、平成28年6月に選任の届け出が行われた原子炉主任技術者が変わっていないことを「伊方発電所 原子炉主任技術者および代行者の選任・解任について」等により確認した。電気主任技術者については、選任条件である第一種電気主任技術者免状を有する者で、課長以上の職位であることを満たしていることを「主任技術者等の選任・解任の申請について」等により確認した。ボイラー・タービン主任技術者の選任条件である「第一種ボイラー・タービン主任技術者免状を有する者で、課長以上の職位であること」については、現在のボイラー・タービン主任技術者に関して、「主任技術者等の選任・解任の申請について」により、選任当時は主任者免状を有しているものの課長以上の職位ではないことが確認されたが、発電所内周知を行うことによりその職位が果たし得るよう配慮されていることを「周知 伊方発電所 主任技術者等選任状況について」等により確認した。

原子炉主任技術者の選解任に関し、前任者と後任者の引継に関しては、原子炉主任技術者の選解任日までに業務の引継を完了させることを原子炉主任技術者が作成した「伊方発電所 発電用原子炉主任技術者業務引継事項」等により確認した。

原子炉主任技術者の職務については「原子力発電所品質保証基準」に適切に定められていることを確認した。

原子炉主任技術者の職務等に関する記録等について、平成28年度及び平成29年7月までの記録等から抜き取り、制御棒の挿入限界等を原子炉主任技術者が所長の承認に先立ち確認していること、運転上の制限を満足していない場合等について各課長からの報告内容等を確認していること、発電日誌等の記録の確認が適切に行われていることを記録等により確認した。

廃止措置計画認可に伴う保安規定変更に係る1号炉原子炉主任技術者の記録確認については、業務決定「廃止措置段階への移行に伴う炉主任記録確認」で、1号炉原子炉主任技術者が保安規定変更の施行日から10日以内の記録は確認すること、10日以内にデータが確定しない記録は、原子炉主任技術者が暫定値を確認し、確定後に廃止措置主任者が確認すること、運転段階と廃止措置段階をまたいで作成される記録は廃止措置主任者が確認することを定めており、この業務決定が保安規定に定める記録項目を反映していることを確認した。また、この業務決定に基づき、保安規定の施行後10日以内に適切に1号原子炉主任技術者の記録確認を完了させていることを「1号炉原子炉主任技術者から廃止措置主任者への引継ぎ」等により確認した。

原子炉主任技術者の職務遂行等について工夫している点などについて聴取した結果、会議体への積極的な参加等による発電所動向の把握、対面による所員とのコミュニケーションを通じて原子炉主任技術者の職務に抜けがないか等に対するフォローの実施、主要パラメータのトレンド管理・整理の実施等を工夫しながら行っていることを確認した。

電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務については「原子力発電所品質保証基準」等社内規定に適切に定められ、「四国電力伊方発電所3号機工事の計

画に係る全ての工事が完了した時に係る使用前検査成績書」等により、適切に職務を遂行していることを確認した。

以上のことから、当該検査項目に係る保安規定の遵守状況は良好であると判断する。

#### ④ 非常時の措置の実施状況

本検査項目は、保安規定第124条に基づく原子力防災訓練が平成29年7月13日に実施されたことから、原子力防災訓練が適切に実施され、かつ前回の訓練の評価に対する改善が図られていること、定められた力量を有した原子力防災要員が適切に配置され、原子力防災組織が有効に機能していること、及び今回の訓練の評価が適切に行われていることを確認する観点から選定し、検査を実施した。

検査の結果、保安規定で要求されている原子力防災組織の体制、防災資機材の整備、通報経路の構築及び非常時における応急措置の内容については「伊方発電所防災計画(原子力災害編)」「緊急時対応内規」等の社内規定により定められていること、関係する社内規定について定期的なレビューが行われていること、また「伊方発電所防災計画(原子力災害編)」の変更にあたっては、その変更の妥当性が確認され、適切に改正されていることを安全運営委員会議事録等により確認した。

非常時における要員については、必要な力量を有した要員が適切に配置されていること、人事異動による要員の変更が直ちに行われ、要員の配置が明確にされていること、また、緊急作業従事者について要件の確認及び解除が適正に行われていることをEAMの記録により確認した。要員の教育については「伊方発電所防災計画(原子力災害編)」に従い各担当課が所定の頻度で実施していることを聴取により確認した。

防災資機材の整備については、法定設備について毎年国等に報告される「防災資機材現況届出書(平成28年度)」の提出を記録により確認したほか「伊方発電所防災計画(原子力災害編)」に記載の資機材が所定の頻度で確実に点検管理されていることを点検記録により確認した。

事業者による原子力防災訓練については、原子力防災組織(伊方発電所、原子力施設事態即応センター(本店(高松)、原子力本部(松山)))が、原子力災害発生時に有効に機能することを目的に、昨年度を始期とする6年間の「訓練中長期計画」に基づき、平成29年度に該当する想定事象を盛り込んだシナリオ非提示型の訓練となっていること、達成目標、評価項目が明確化され、必要な評価者が適切に配置されていることを「平成29年度総合防災訓練計画書」により確認した。

訓練結果については、原子力防災管理者、原子炉主任技術者及び総括者による非常事態の体制確立、緊急時活動レベル事象の判断及び事故拡大防止策の指示が適切に行われていること、各機能班による情報収集、プラント状況の把握、緊急安全対策の実施及び社内外関係各所との情報連携が適切に実施されていること、非常事態に対処するための防災組織、配置された要員が有効に機能していること、訓練終了後には各機能班において訓練評価者と訓練対象者による振り返りが行われ、訓練目標が達成されているこ

との評価が行われるとともに、より確実な処置を実施するための改善事項の抽出が行われ、その後の全体反省会において全体評価及び改善事項のとりまとめが行われていること、改善事項については改善活動の内容及び改善の時期が示されていることを「平成29年度防災訓練(総合訓練)実施報告書」等により確認した。

以上のことから、当該検査項目に係る保安規定の遵守状況は良好であると判断する。

#### ⑤ 物品移動の管理の実施状況(抜き打ち検査)

本検査項目は、保安規定第115条において要求されている管理区域外等への搬出及び運搬について、社内規定等に基づき適切に実施されていることを確認する観点から選定し、抜き打ち検査を実施した。

検査の結果、平成25年度第3回保安検査終了以降、物品移動の管理に係る社内規定の改正はないことを聴取により確認した。教育については、社内規定の改正の有無に関わらず、年1回全放射線業務従事者に対し、物品移動関係を含めた放射線管理教育を行っていることを聴取により確認した。

物品及び車両の搬出の際の測定を行う者については「放射線管理総括内規 細則一5 放射線技術技能認定細則」に基づき認定を行い必要な力量が備わっていること、放射線管理業務の委託先に対しては、年に1度の委託監査のうち3年に1度、物品移動に係る監査で力量を確認していることを平成26年度の「伊方発電所における放射線管理および化学管理業務委託」業務委託監査結果報告書」により確認した。

物品移動が適切に行われていることについて、平成29年1月20日に1号機保修建家シャッターからバッテリー等が管理区域外へ持出された事例を抜き取り「物品持出申請書/許可証(A)」等により確認した。また、管理区域内から持ち出され、危険物保管庫で保管されている回収潤滑油について、平成27年12月1日に持ち出された事例を抜き取り「管理区域内で発生した回収潤滑油処理の運用マニュアル」に基づき、防災課の保管許可、放射線・化学管理課による物品持出許可及び発電課による回収潤滑油の焼却処理が適切に行われていることを記録等により確認した。

なお、回収潤滑油が危険物保管庫で長期間保管されている状況について、社内的に課題として取り組んでいることを平成23年度～平成28年度の業務計画実施状況等により確認した。引き続き今後の保安調査等において回収潤滑油の処理状況を確認する。

また、1・2号機出入管理室等で用いられている汚染測定機器類が全て校正され、適切に識別されていることを現場で確認した。

以上のことから、当該検査項目に係る保安規定の遵守状況は良好であると判断する。

#### (3) 違反事項

なし。

5. 特記事項  
なし。

## 保安検査日程(1 / 3)

月日	号機	8月21日(月)	8月22日(火)	8月23日(水)	8月24日(木)	8月25日(金)	8月26日(土)	8月27日(日)
午前	1,2,3	<ul style="list-style-type: none"> <li>●初回会議</li> <li>●運転管理状況の聴取及び記録確認</li> <li>●中央制御室(1,2,3号機)の巡視</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●検査前会議</li> <li>●運転管理状況の聴取及び記録確認</li> <li>●中央制御室(1,2,3号機)の巡視</li> <li>●予防処置検討会の陪席</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●検査前会議</li> <li>●運転管理状況の聴取及び記録確認</li> <li>●中央制御室(1,2,3号機)の巡視</li> <li>●原子炉施設(2号機タービン建屋)の巡視</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●検査前会議</li> <li>●運転管理状況の聴取及び記録確認</li> <li>●中央制御室(1,2,3号機)の巡視</li> <li>●原子炉施設(3号機タービン建屋)の巡視</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●検査前会議</li> <li>●運転管理状況の聴取及び記録確認</li> <li>●中央制御室(1,2,3号機)の巡視</li> <li>◎保守管理の実施状況</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●中央制御室(3号機)の巡視</li> <li>●定例試験(3号機制御棒動作試験(その2))の立会</li> </ul>
午後	1,2,3	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎予防処置の実施状況</li> <li>●チーム会議</li> <li>●まとめ会議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎予防処置の実施状況</li> <li>●定例試験(3号機電動補助給水ポンプ定期運転)の立会</li> <li>●チーム会議</li> <li>●まとめ会議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎保守管理の実施状況</li> <li>●チーム会議</li> <li>●まとめ会議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎保守管理の実施状況</li> <li>●チーム会議</li> <li>●まとめ会議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎保守管理の実施状況</li> <li>●チーム会議</li> <li>●まとめ会議</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●中央制御室(1,2号機)の巡視</li> </ul>
勤務時間外	1,2,3				<ul style="list-style-type: none"> <li>●中央制御室(1,2,3号機)の巡視</li> </ul>			

○:基本検査項目 ◎:保安検査実施方針に基づく検査項目 ☆:追加検査項目 ◇:抜き打ち検査項目 ●:会議/記録確認/巡視等

## 保安検査日程(2/3)

月日	号機	8月28日(月)	8月29日(火)	8月30日(水)	8月31日(木)	9月1日(金)	9月2日(土)	9月3日(日)
午前	1,2,3	<ul style="list-style-type: none"> <li>●検査前会議</li> <li>●運転管理状況の聴取及び記録確認</li> <li>●中央制御室(1,2,3号機)の巡視</li> <li>○主任技術者の選任の実施状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●検査前会議</li> <li>●運転管理状況の聴取及び記録確認</li> <li>◎保守管理の実施状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●検査前会議</li> <li>●運転管理状況の聴取及び記録確認</li> <li>●中央制御室(1,2号機)の巡視</li> <li>○主任技術者の選任の実施状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●検査前会議</li> <li>●運転管理状況の聴取及び記録確認</li> <li>◎保守管理の実施状況</li> <li>◇物品移動の管理の実施状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●検査前会議</li> <li>●運転管理状況の聴取及び記録確認</li> <li>◎保守管理の実施状況</li> <li>●中央制御室(1,2,3号機)の巡視</li> <li>●チーム会議</li> </ul>		
午後	1,2,3	<ul style="list-style-type: none"> <li>○主任技術者の選任の実施状況</li> <li>●定例試験(3号機中央制御室非常用給気ファン起動試験)の立会</li> <li>●チーム会議</li> <li>●まとめ会議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇物品移動の管理の実施状況</li> <li>●中央制御室(1,2,3号機)の巡視</li> <li>●原子炉施設(2号機補助建家)の巡視</li> <li>●チーム会議</li> <li>●まとめ会議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○非常時の措置の実施状況</li> <li>●中央制御室(3号機)の巡視</li> <li>●原子炉施設(3号機補助建屋)の巡視</li> <li>●チーム会議</li> <li>●まとめ会議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○非常時の措置の実施状況</li> <li>●中央制御室(1,2,3号機)の巡視</li> <li>●原子炉施設(2号機補助建家)の巡視</li> <li>●チーム会議</li> <li>●まとめ会議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●最終会議(基本検査項目1)～2に係る事項)</li> <li>●原子炉施設(3号機屋外設備)の巡視</li> </ul>		
勤務時間外	1,2,3							

○:基本検査項目 ◎:保安検査実施方針に基づく検査項目 ☆:追加検査項目 ◇:抜き打ち検査項目 ●:会議/記録確認/巡視等



(別添：3/3)

### 1号炉廃止措置に関する保安検査日程(3/3)

月日	号機	9月4日(月)	9月5日(火)	9月6日(水)	9月7日(木)	9月8日(金)
午前	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>●初回会議</li> <li>●運転管理状況の聴取及び記録確認</li> <li>●中央制御室(1,2,3号機)の巡視</li> <li>◎廃止措置作業の実施状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●検査前会議</li> <li>●運転管理状況の聴取及び記録確認</li> <li>●中央制御室(1,2,3号機)の巡視</li> <li>◎廃止措置作業の実施状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●検査前会議</li> <li>●運転管理状況の聴取及び記録確認</li> <li>●中央制御室(1,2号機)の巡視</li> <li>◎廃止措置作業の実施状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●検査前会議</li> <li>●運転管理状況の聴取及び記録確認</li> <li>●中央制御室(3号機)の巡視</li> <li>◎廃止措置作業の実施状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●検査前会議</li> <li>●運転管理状況の聴取及び記録確認</li> <li>●中央制御室(1,2,3号機)の巡視</li> <li>●チーム会議</li> <li>●最終会議(基本検査項目1)－1に係る事項)</li> </ul>
午後	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎廃止措置作業の実施状況</li> <li>●チーム会議</li> <li>●まとめ会議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎廃止措置作業の実施状況</li> <li>●チーム会議</li> <li>●まとめ会議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●中央制御室(3号機)の巡視</li> <li>●原子炉施設(3号機放水口および屋外設備)の巡視</li> <li>◎廃止措置作業の実施状況</li> <li>●チーム会議</li> <li>●まとめ会議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●中央制御室(1,2号機)の巡視</li> <li>●原子炉施設(1号機タービン建家)の巡視</li> <li>◎廃止措置作業の実施状況</li> <li>●チーム会議</li> <li>●まとめ会議</li> </ul>	
勤務時間外	1					

○:基本検査項目 ◎:保安検査実施方針に基づく検査項目 ☆:追加検査項目 ◇:抜き打ち検査項目 ●:会議/記録確認/巡視等